

役員報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人別府靈園(以下「法人」という)定款第27条の規定に基づき、役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2)常勤役員とは、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払う事ができる。
- 3 常勤役員には、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ退職慰労金を支給する事が出来る。

(報酬等の額の決定)

第4条 本法人の役員の報酬額は、別表第1＜役員の報酬額＞のとおりとし、理事長が理事会の承認を得て決定するものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、別表2＜非常勤役員の報酬＞に定める定額とする。
- 3 常勤役員に対する役員賞与の支給額及び支給時期は、別表3＜常勤役員賞与＞のとおりとする。
- 4 常勤役員に対する退職慰労金は、別表第4＜常勤役員退職慰労金の算出要領＞とし、非常勤の役員に対する退職慰労金は、別表第5＜非常勤役員退職慰労金の算出要領＞に定める算式により算出される額とする。
- 5 退職慰労金は、役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。非常勤役員にあっては、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(交通費)

第7条 役員には、その交通の実態に応じ、交通費を支給する。

2 常勤役員には、通勤に要する費用として、職員就業規則第7条に定める通勤手当を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は、公益法人別府靈園の設立の登記の日 平成25年4月1日から施行する。

この規定は、平成28年6月13日より改定施行する。

この規定は、平成28年10月1日より改定施行する。

別表第1 役員の報酬額

理事長 月額 40 万円程度

常務理事 (再任用に限る)月額 20 万円程度

常勤理事 使用人兼務役員として職員給与規定に準ずる。

別表第2 非常勤役員の報酬

理事会、評議員会及び供養祭等行事への出席数等を考慮し、最大で 1 人年間 40 万円(行事により 0 から 5 万円)までの範囲内

別表第3 常勤役員の賞与

支給額 報酬月額 × 係数 *係数は職員給与規程第 14 条に準ずる。

支給時期 職員賞与支給日と同日とする。

別表第4 常勤する役員退職慰労金の算出要領

報酬月額 × 在職年数

別表第5 非常勤役員退任慰労金の算出要領

在任年数 2 年以上 3 万円 × 在職年数

を基本とする。